

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 6 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点長 高橋 秀行

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 漁 船 推 進 性 能 実 験 棟 潮 流 抑 制 装 置 設 置 そ の 他 工 事
- (2) 工 事 場 所 茨 城 県 神 栖 市 波 崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 神栖庁舎
- (3) 工 事 内 容 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (4) 履 行 期 限 令 和 8 年 3 月 3 1 日
- (5) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事」の業種「機械器具設置工事」または「建築一式工事」で「A」又は「B」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
茨城県神栖市波崎7620-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門神栖拠点管理チーム
電 話 0 4 7 9 - 4 4 - 5 9 3 2
F A X 0 4 7 9 - 4 4 - 1 8 7 5
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「漁船推進性能実験棟潮流抑制装置設置
その他工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、
社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上
記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「漁船推進性能実験棟潮流抑制装置設置
その他工事入札説明書メールにて希望」と記入し、
社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載
のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年6月2
3日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明

書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5 . 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 1 1 日 1 6 時 0 0 分
茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
神栖庁舎 研究本館 1 階会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和 7 年 7 月 1 1 日 1 2 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

6 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付する。
ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

7 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 とし
て再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
※注 2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

８．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

工 事 仕 様 書

1. 件 名 漁船推進性能実験棟潮流抑制装置設置その他工事
2. 工事目的 本業務は、当庁舎漁船推進性能実験棟に潮流抑制装置及び潮流発生装置を設置することを目的とする。
3. 工事場所 茨城県神栖市波崎 7 6 2 0 - 7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 工事期限 令和 8 年 3 月 3 1 日
(ただし、工事作業期間は 2 月 2 7 日までとする)
5. 一般事項 本仕様書に記載のない事項については、下記の規格及び基準に準拠すること。また、業務遂行上、当然に必要なと思われる業務は、これを誠実に実施すること。
 - ① 労働安全衛生法及び同施行令
 - ② 日本産業規格 (J I S)
 - ③ 日本電機工業会標準規格 (J E M)
 - ④ 日本電気規格調査会標準規格 (J E C)
 - ⑤ 電気設備技術基準
 - ⑥ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書
 - ⑦ その他関係法令
6. 工事内容
 6. 1 潮流抑制装置設置工事
 - (1) 工事概要

潮流抑制装置を設置するために、既設側面消波装置を撤去する。以下の機器は既設の機器を再利用し、潮流抑制装置を設置すること。

 - ・ 電動パワーシリンダ (参考図面 (B) 参照) 、制御盤 (参考図面 (C) 参照)上記機器を再利用し、潮流抑制装置本体、駆動用テンションロッド、スイングアーム、ワイヤ受け用ローラ、ロッドのサポート部等、再利用以外の部分をステンレス製にて製作し、潮流抑制材は合成木材 (ネオランバー相当品) とする。作業終了時には、装置が正常に動作することを確認し、業務完了後、業務結果を記載した報告書を提出する。

(2) 装置概要

潮流抑制装置は、水槽両側壁内側に設置され、駆動装置により潮流抑制板を昇降させることにより、潮流を抑制する装置である。

本装置の主な仕様は次の通りである。

形式 : 昇降ビーチ板方式

数量 : 2式 (水槽両側)

構造 : 潮流抑制板、昇降用スイングアーム、テンションロッドにより構成される。ロッドをパワーシリンダで前後させることにより、それに連結されたワイヤで潮流抑制板を動かし、アームの動きに沿って潮流抑制板を上下させる。

主要寸法 : 潮流抑制板全長 約118.8m (水槽両側)

潮流抑制板 500mm×約3440mm

潮流抑制材 30mm×30mm×約3400mm

昇降部仕様 : 電動駆動

昇降距離 約631mm

テンションロッド 全長約121m (ストローク約1002mm)

既設側面消波装置は50AのSGP管であるが、潮流抑制装置は□60厚さ3mmのステンレス製角パイプとし、それをMCナイロンにて摺動させて前後させる構造とする。

6. 2 潮流発生装置設置工事

(1) 工事概要

本装置は水槽内に潮流を発生させるための装置で、吹き出し口、吸い込み口、水中ポンプ、フレーム、配管、ホース、制御盤等から構成され、必要時のみ水槽内に設置し不使用時は水槽外に保管できるものとする。実験棟にある曳引台車にて設置物を運搬する際の搭載可能最大重量は450kgとする。天井クレーンを新たに2基設置する。作業終了時には、装置が正常に動作することを確認し、業務完了後、業務結果を記載した報告書を提出する。

(2) 装置概要

本装置の主な仕様は次の通りである。

流速 : 0.2m/s

潮流発生範囲 : 幅1.5m×長さ4m×高さ0.5m

制御方式 : ポンプ回転数制御 (可変)

水槽水深 : 3.0m
材質 : ステンレス製
制御盤 : インバータ装置2式を内蔵し、ポンプ発停、回転数設定が可能なこと
天井クレーン : 2式

鋼板形鋼溶接構造

走行レール長 9m以上

クレーン間距離 6m程度

定格荷重 1t以上

揚程 10m以上

電源 3φ200V (制御盤より給電)

操作方式 ペンダント方式 (走行・昇降)

その他 天井クレーンは潮流発生装置設置時のみ使用する

不使用時は走行レールにて水路横通路へ退避可能なこと

7. 工事仕様

(1) 潮流抑制装置設置工事

既設側面消波装置本体他を撤去し、潮流抑制装置を設置する。新たに設置する装置はステンレス部材を使用するものとする。またテンションロッドについては部材を50A SGP管から□60厚さ3mmの ステンレス製角パイプとし装置性能を確保するものとする。装置稼働時にスムーズな動作となるよう、装置には調整箇所を設け取付に無理が生じないようにするとともに、各摺動、回転箇所が円滑な動作となるよう考慮すること。

「参考図面 (D) 新設潮流抑制装置 計画図」に準じた設置工事を行うこと。

(2) 潮流発生装置設置工事

6. 2 (2) 装置概要に記載の仕様に合致した装置を納入のこと。

装置については「参考図面 (E) 新設潮流発生装置 計画図」に準じた設置工事を行うこと。また各装置の設置場所については、「参考図面 (F) 新設潮流発生装置設置予定場所」を参照のこと。

潮流発生装置の発生流量性能を確保するため、製作前に配管損失計算書を担当職員に提出して、承認を得ること。

尚、電源については曳引台車用トロリー線給電部より分岐して受注者にて制御盤まで引き込むこと。またトロリー線の電圧は、AC400Vであるため、潮流発生装置設置箇所付近の建屋外にC種接地工事を実施すること。

潮流発生装置使用時に計測器等に与える影響を低減するため、ポンプ回転数を可変とする周波数変換装置にはノイズ、高調波電流を抑制する対策を実施すること。

また、装置運転時の消費電力を極力低減することとし、設計時に予想される消費電力を

担当職員に提出して、承認を得ること。

その他の仕様については以下の項目を参照のこと。

- ・装置設置は水槽内が規定水深（3m）であってもダイバーを使用せずに設置可能なこと
- ・分解・組立てを繰り返し行うため、作業性、耐久性に留意のこと
- ・吹出し口、吸込み口にはパンチングメタル（ステンレス製）を取り付けるが、将来の流出入特性変更のためパンチングメタル部は脱着が可能な構造とすること
- ・装置は自立式とし、水流の反力に耐えること

（３）動作確認

上記（１）及び（２）の業務終了後、担当職員立ち会いの下、装置の試運転を行い、正常に動作することを確認し、担当職員の承諾を得ること。

上記（１）の動作確認においては、潮流抑制装置の性能を把握するため、曳引台車による航跡波を用いて波浪の収束状況を確認するとともに、潮流発生装置との組み合わせ運転時の性能を把握するため、潮流抑制装置使用有無における潮流発生装置使用時の水面変動の比較を行うこと。

上記（２）の動作確認においては、その発生流速性能を確認するため、吹き出し口前の複数個所にて流速の計測確認を実施すること。

（４）完成図書

上記（１）、（２）及び（３）の業務終了後、業務実施状況及び写真、報告書を作成し、紙媒体・電子媒体（CD又はDVD）により各1部提出すること。

（５）水・電力等

本業務に必要な水・電力等は、担当職員と打合せの上、必要があれば構内施設から有償で利用できるものとする。

（６）発生廃棄物の処分

本業務により発生した資材・廃材等は、法令に沿って構外に搬出するものとする。

（７）その他

詳細については担当職員の指示に従うこと。

【添付図面】

- ・参考図面（A）水産技術研究所神栖庁舎配置図
- ・参考図面（B）既設側面消波装置
- ・参考図面（C）既設側面消波装置制御盤

- ・ 参考図面（D）新設潮流抑制装置 計画図
- ・ 参考図面（E）新設潮流発生装置 計画図
- ・ 参考図面（F）新設潮流発生装置設置予定場所